⑸　手続きにおける交渉の有無　無
⑹　契約書作成の要否　要
⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約する予定の有無　無
⑻　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ
⑼　技術提案資料等のヒアリングを実施する。
⑽　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
ア　上記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
イ　上記２⑺に掲げる競争参加資格の要件を申請書等提出時において満たせない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該要件を満たしていなければならない。
⑾　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Jiro Nagoshi Superintendent, Hokkaido Shinkansen Construction Bureau, Railway Construction Headquarters, Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency.
⑵　Classification of the service to be procured : 41.
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Ohnoshindo Bridge.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 p.m. 4th October 2010.
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 0 : 00 p.m. 26th November 2010 or tenders submitted by mail : 0 : 00 p.m. 26th November 2010 or tenders brought with : 0 : 00 p.m. 26th November 2010.
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Hokkaido Shinkansen Construction Bureau, Railway Construction Headquarters, Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency Nishi-1 Kita-2, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido 060―0002, Tel 011―231―3489.

入札公示

入札公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札に付します。
平成22年９月２日
支出負担行為担当官
東海防衛支局長　村上　喜仁
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　23
○第２号
１　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　岐阜㉒地デジ電波障害改善業務（電子入札対象案件）
⑶　業務内容　本業務は地デジ電波障害改善対策及び補償を行うものである。
ア　対象件数は、戸建257軒及び集合住宅８棟（81軒）とする。
イ　本対策は、原則としてケーブルテレビ方式とする。
ウ　対象テレビジョン放送電波は、地デジ電波とし、ＮＨＫ教育（13ＣＨ）、ＣＢＣテレビ（18ＣＨ）、中京テレビ（19ＣＨ）、ＮＨＫ総合（20ＣＨ）、東海テレビ(21ＣＨ)、名古屋テレビ（22ＣＨ）、テレビ愛知（23ＣＨ）の計７チャンネルを補償するものとする。
エ　補償期間は、対象世帯が存続し障害解消の措置が不要となるまでの間とする（20年間を見込む。）。
⑷　履行期限　平成23年３月31日まで
⑸　その他
ア　本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務づける業務である。
イ　本業務は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に変えられるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては東海防衛支局会計課契約審査係に承諾願を提出するものとする。
２　指名されるために必要な要件
⑴　入札参加者に要求される資格
ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
イ　装備施設本部長から測量・建設コンサルタント業務の「通信」に係る一般競争（指名競争）参加資格で「Ａ等級」の級別の格付を受け、東海防衛支局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
ウ　次に示される同種業務について平成12年度以降に完了した業務（再委託による受託業務等については、その受託部分が明確に確認出来る場合を除き、原則認めない。）において１件以上の実績を有すること。
・同種業務：電波障害改善業務
なお、業務実績が地方防衛局及び地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）と平成16年４月１日以降に契約した業務の場合は、業務成績評定表の評定点合計が65点未満のものを除くこと。
エ　以下の基準を満たす者を管理技術者として配置できること。
・第１級有線テレビジョン放送技術者の資格を有する者。
・上記ウの基準を満たす同種業務の経験を有する者。
オ　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、東海防衛支局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6.8.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑵　入札参加者を選定するための基準　防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）に定める指名基準及び同基準等の運用基準による。
なお、運用基準中の「当該測量業務等についての技術的適正」については、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定又はその他の法令等に基づく登録状況、保有する技術職員の状況、同種業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。
ただし、業務実績が地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）と平成16年４月１日以降に契約した業務について、「技術業務委託の受託者の業務成績の評定について（通知）」（装本技調第2914号。20.7.17）（以下「業務成績評定要領」という。）の別紙様式第１の評定点合計若しくは第２の業務評定点、「技術業務委託の受託者の業務成績の評定について（通知）」（装本技調第3592号。19.9.1）（以下「旧業務成績評定要領１」という。）の別紙様式第１若しくは第２の業務成績評定表の評定点合計又は「防衛施設庁において実施する技術委託業務の受託者の業務成績の評定について（通知）」（施本建第24号（ＣＣＰ）。16.3.17）（以下「旧業務成績評定要領２」という。）の別紙様式第１若しくは第２の業務成績評定表の評定点合計（以下において単に「評定点合計」という。）が、65点未満のものを除くこと。
⑶　暴力団関係業者の排除
ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している業者については、参加表明書を受け付けない。
イ　入札後、契約を締結するまでに、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。